

# やすらぎの村

## 第十七回 便り



やすらぎの村  
☎0721-40-1601  
ホームページは  
キタバ薬局 [検索](#)

### 今回は住宅改修についてお話します。

介護保険では、要支援・要介護認定をうけた方であれば、住宅改修費の支給を受けることができます。

高齢や病気などで身体が不自由になったとき、床のバリアフリーとか階段の手すりを設置するなどの住宅の改修を行うことで、日常生活での不便さを軽減したり、介護する家族の負担を少なくしたりすることができます。20万円を上限とした住宅改修工事が一割負担でできます。10万円の改修工事だと9万円が保険給付され1万円の負担となります。

介護保険の対象となる住宅改修の種類は、付帯工事も含

めて6項目です。「手すりの取り付け」「段差の解消」「滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」「引き戸等への扉の取替え」「洋式便器等への便器の取替え」および「それらに付帯して必要な工事」が対象となります。トイレ・浴室・玄関などに、手すりを取り付けたり、スロープやかさ上げなどで段差を解消したりすることにより、安全に自立した生活がおくれるようになります。

介護保険を利用して住宅改修を行うには、ケアマネジャーによる住宅改修理由書が必要で、どうぞお気軽にご相談ください。

### 「サービス付き高齢者住宅」ラ・フォート向陽台 平成25年8月オープンしました。



「高齢になっても住み慣れた地域でずっと暮らし続けたい」という思いをお手伝いし、やすらぎと笑顔が溢れる快適なシニアライフを応援します。随時ご入居者募集中!! お問合せは「やすらぎの村」☎0721・40・1601まで



キタバ薬局グループ  
富田林市向陽台2-2-15  
☎0721(28)6261 (代)